

城端都市計画区域、井波都市計画区域、
福野都市計画区域及び福光都市計画区域の変更

富 山 県

1. 都市計画区域の名称

南砺都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

富山県南砺市のうち次の区域

大字やかた、安居、安清、院林、雨潜、下吉江、岩武新、桐木、広安、江田、高儀、高堀、三ッ屋、三清西、寺家、寺家新屋敷、七村、柴田屋、松原、松原新、焼野、上三日市、上川崎、上津、上野、新邸、森、森清、石田、川除新、前田、長源寺、田屋、田尻、東石田、二日町、年代、梅ヶ島、八塚、晩田、晩田相木、百町、苗島、布袋、福野、福野軸屋、本江、野原、野尻、野尻野、野新、井口、井口田屋、久保、宮後、上広安、池尻、安室、井波、井波軸屋、沖、岩屋、戸板、五領、高屋、高瀬、今里、三清東、山下、山見、山斐、志観寺、松島、清水明、専勝寺、川原崎、谷、坪野、藤橋、飛騨屋、北市、北川、本町一丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町二丁目、野能原、利屋、金戸、経塚野、国広、国広新、細木、示野、城端、信末、新泉沢、是安、盛新、千福、千福新、泉沢、打尾、大宮野、大宮野新、大窪、中尾、野口、野田、理休、立野原東、一日市、下野、嫁兼、開発、館、岩安、岩木、吉江中、吉江野、久戸、広谷、綱掛、荒見崎、荒木、香城寺、高宮、高畠、才川七、在房、山田、山本、糸谷新、七曲、宗守、宗守新、重安、出村、小坂、小山、小二又、小林、松木、神宮寺、神成、赤坂、祖谷、太美、太美館、大西、大塚、鍛冶、竹内、竹林、中ノ江、天神、天池、天池出、殿、田中、土生、土生新、東殿、徳成、縄蔵、梅原、梅野、八幡、樋瀬戸、福光、福光新町、米田、法林寺、遊部、遊部川原、利波河、立野原西、立野脇、林、和泉、蛇喰、川上中、池田、井波外四入会、井波外二入会、井波外一入会、院瀬見、清玄寺、東城寺、連代寺、細野、上見、上原、瀬戸、西原、西明、大鋸屋、塔尾、北野、蓑谷、林道、吉見、坂本、小院瀬見及び川西

ただし、別紙区域図及び区域詳細図の表示のとおり。

<参考>南砺都市計画区域に含まれる土地の区域の新旧対照表

<新旧対照表>

	変更前都市計画区域	新都市計画区域
都市計画区域名 及び 面積(ha)	城端都市計画区域 2,132 ha 井波都市計画区域 1,673 ha 福野都市計画区域 3,171 ha 福光都市計画区域 9,096 ha 合 計 16,072 ha	南砺都市計画区域 16,842 ha
備 考	最終決定日 城端都市計画区域 昭和55年1月31日 井波都市計画区域 昭和57年4月1日 福野都市計画区域 昭和57年4月1日 福光都市計画区域 昭和57年4月1日	拡大する区域 770 ha 縮小する区域 なし

3. 変更の理由

(1) 都市計画区域の統合

平成16年11月に旧城端町、旧平村、旧上平村、旧利賀村、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町の8町村が合併し、南砺市となったことから、従前で指定していた城端都市計画区域（旧城端町）、井波都市計画区域（旧井波町）、福野都市計画区域（旧福野町）、福光都市計画区域（旧福光町）を一つの都市計画区域である南砺都市計画区域に統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るもの。

(2) 都市計画区域の拡大

旧井口村の平野部及び城端地域の盛新地区周辺について、南砺都市計画区域に編入し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るもの。

都市計画予定区域については、周辺平野部も含め田園地帯の中に優れた散居景観を形成している一方で、東海北陸自動車道（H20.7 全線開通）の福光ICが近接し、また新たなICの設置が検討されるなど、今後の開発圧力の増加が懸念される。

そこで、都市計画区域に編入し、無秩序な開発を抑制し、地域の居住環境や散居景観の保全を図る。

凡 例			
 変更後の区域線			
 変更後に廃止される区域線			
変更前都市計画区域名	変更後都市計画区域名		
城端都市計画区域	南砺都市計画区域		
井波都市計画区域			
福野都市計画区域			
福光都市計画区域			

